

神奈川県立21世紀の森条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

平成28年4月からの次期指定管理者の募集に当たり、指定基準の変更及び利用料金制の導入に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定基準の変更

指定管理者の指定を受けられるものを「法人」から「法人その他の団体」に改める。(第4条及び第5条関係)

イ 利用料金制の導入

新たに指定管理者のインセンティブとなる利用料金制を導入する。(第11条～第15条)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成28年4月1日。ただし、(2)アの改正は、平成27年4月30日。

イ 経過措置

指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、利用料金について、知事の承認を得ることができる。

神奈川県立21世紀の森条例(昭和58年神奈川県条例第3号)新旧対照表

改 正	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 21世紀の森の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、<u>法人その他の団体</u>(以下「法人等」という。)の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>2(略)</p> <p>(1) <u>法人等</u>の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>(2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他<u>法人等</u>の事業及び経営の状況を</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 21世紀の森の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、<u>法人</u>の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>2(略)</p> <p>(1) <u>法人</u>の定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書</p> <p>(2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他<u>法人</u>の事業及び経営の状況を明</p>

改 正	現 行
<p>明らかにする書類</p> <p>(3) <u>法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により21世紀の森の指定管理者として最も適切であると認め<u>たもの</u>を指定管理者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に事務所を有する<u>法人等</u>であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない<u>もの</u>でないこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第11条 <u>木材工芸センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を与えないことができる。</u></p> <p>(1) <u>21世紀の森における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他利用させることが21世紀の森の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第12条 <u>前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、木材工芸センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。</u></p>	<p>らかにする書類</p> <p>(3) <u>法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>指定の申請に関する法人の意思の決定を証する書類</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により21世紀の森の指定管理者として最も適切であると認め<u>た者</u>を指定管理者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内に事務所を有する<u>法人</u>であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない<u>者</u>でないこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>2 <u>利用料金は、1人につき200円を超えない範囲内で指定管理者が知事の承認を得て定める。</u></p> <p>3 <u>前項の利用料金は、前納とする。</u></p> <p>4 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> (利用料金の減免)</p> <p>第13条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。</u> (利用料金の不還付)</p> <p>第14条 <u>既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他利用者の責めに帰することができない理由により木材工芸センターを利用することができないと認めるときは、この限りでない。</u> (利用承認の取消し等)</p> <p>第15条 <u>指定管理者は、21世紀の森を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の承認を取り消し、又は21世紀の森の利用を中止させることができる。</u> (1) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u> (2) <u>第11条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> (3) <u>その他指定管理者が必要と認めるとき。</u></p> <p>第16条・第17条(略) (削除)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第18条 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第16条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。</u> (1) (略) (2) <u>第16条第1項の許可に付した条件に違反した者</u> (3) <u>偽りその他不正な手段により第16条第1項の許可を受けた者</u></p> <p>第19条(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第11条・第12条(略) (利用の拒否)</p> <p>第13条 <u>知事は、21世紀の森における秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがある者に対して21世紀の森の利用を拒むことができる。</u> (監督処分)</p> <p>第14条 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第11条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。</u> (1) (略) (2) <u>第11条第1項の許可に付した条件に違反した者</u> (3) <u>偽りその他不正な手段により第11条第1項の許可を受けた者</u></p> <p>第15条(略)</p>

改 正	現 行
<p data-bbox="343 212 430 241"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="236 253 810 414">1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの改正規定及び次項の規定は、平成27年4月30日から施行する。</u></p> <p data-bbox="236 425 810 622">2 <u>改正後の第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、改正後の第12条第2項及び第13条の規定の例により、知事の承認を得ることができる。</u></p>	